



福島医発第2545号(地)

平成24年 2月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について」は、平成24年1月24日付け福島医発第2467号(地)にてお知らせしておりました。

今般、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が平成23年12月28日に公布され、平成24年1月13日に施行されることとなった旨、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありました。

これらの主たる内容としては、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の請求手続等、病態等の基準、訴訟手当金の対象となる検査等及び訴訟手当金の額、追加給付金の請求手続等、定期検査及び定期検査費等、母子感染防止医療及び母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療及び世帯内感染防止医療費、定期検査費等の支給等、受給者証等について定めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

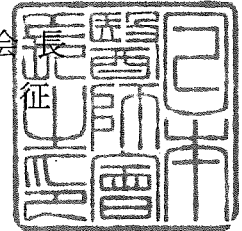
小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

平成24年1月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
原中勝



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について」は平成24年1月5日付日医発第940号(地Ⅲ211)文書をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」が平成23年12月28日に公布され、平成24年1月13日に施行されることとなり、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛別添の通知がなされました。

本件は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の請求手続等、病態等の基準、訴訟手当金の対象となる検査等及び訴訟手当金の額、追加給付金の請求手続等、定期検査及び定期検査費等、母子感染防止医療及び母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療及び世帯内感染防止医療費、定期検査費等の支給等、受給者証、等について定めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員ならびに管下郡市区医師会への周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。





健 発 第 0113 第 3 号
平成 2 4 年 1 月 1 3 日

社団法人日本医師会会長殿

厚生労働省健康局長



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号）の内容については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について」（平成23年12月16日付健発第1216第2号）にてお知らせしたところですが、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第159号）が平成23年12月28日に公布され、平成24年1月13日に施行されることとなりました。

これを受け、別添のとおり各都道府県知事・各政令指定都市市長・各中核市市長・各保健所設置市市長・各特別区区長あて通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

健 発 第 0113 第 2 号
平成 24 年 1 月 13 日

各 { 都 道 府 県 知 事
政 令 市 市 長
中 核 市 市 長
保健所設置市市長
特 別 区 区 長 } 殿

厚生労働省健康局長



特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令の施行について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号。）については、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法等の公布について」（平成23年12月16日付健発第1216第1号）にて通知しているところであるが、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が平成23年12月28日に公布され、平成24年1月13日に施行されることとなった。

これらの主たる内容は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その趣旨について十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いする。

なお、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「法」という。）による特定無症候性持続感染者に対する定期検査費用の支給については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）等が定期検査を受けた方に代わって医療機関に費用の支払を行うことにより、定期検査を受けた方の医療機関の窓口での一時的な負担を不要とする仕組みを準備しているが、この仕組みについては、平成24年4月以降に運用を開始することとしているので、申し添える。

第一 改正省令の内容

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の請求手続等

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「法」という。）第3条の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（以

下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金」という。)及び法第7条の訴訟手当金(以下「訴訟手当金」という。)の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出しなければならないものとする。こと。(第5条第1項関係)

一 請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先

二 請求者(特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。)の性別及び生年月日

三 請求者が特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあっては、当該特定B型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日

四 法第5条第2号に規定する判決確定日等(以下「判決確定日等」という。)

五 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)

六 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七 請求年月日及び請求金額

八 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

(2) (1)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第5条第2項関係)

一 (1)の請求に係る法第4条に規定する確定判決等の判決書又は調書(以下「確定判決等の判決書等」という。)の正本又は謄本

二 住民票の写しその他の(1)一及び二の事項を証明することができる書類

(3) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(1)及び(2)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第5条第3項関係)

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

(4) 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金を支給するに当たってはその額を、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金の振込みの手続をした場合にはその旨を、請求者に対し通知しなければならないものとする。こと。(第6条関係)

2 病態等の基準

(1) 法第6条第2項の特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、次に掲げる病態等に応じて、次のとおり定めるものとする。こと。(第7条第1項関係)

一 死亡 一般に認められている医学的知見に基づき行う診断により、B型肝炎ウイルスに起因して死亡したことが認められること。

二 肝がん 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 病理組織検査の結果、原発性肝がんとして診断されたこと。

ロ 病理組織検査を行わなかった場合は、医師の診断書（原発性肝がんの病態に齟齬がない結果が記載されたものに限る。）その他必要な資料により原発性肝がんと認められること。

三 肝硬変（重度のものに限る。） 次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 病理組織検査の結果、肝硬変と診断されたこと。

② 病理組織検査を行わなかった場合は、医師の診断書（肝硬変の病態に齟齬がない結果が記載されたものに限る。）その他必要な資料により肝硬変と認められること。

ロ 次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 90日以上の間隔において2回の医師の診断を受けた結果、いずれの診断においても、次の表の区分に応じて計算した合計点数が10点以上であったこと（当該2回の診断の間に、合計点数が10点未満の診断があった場合を除く。）。

項目	状態等	点数
肝性脳症	なし	1点
	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	2点
	昏睡（Ⅲ以上）	3点
腹水	なし	1点
	軽度	2点
	中程度以上	3点
血清アルブミン値	3.5g/dl 超	1点
	2.8g/dl 以上 3.5g/dl 以下	2点
	2.8g/dl 未満	3点
プロトロンビン時間	70%超	1点
	40%以上 70%以下	2点
	40%未満	3点
血清総ビリルビン酸	2.0mg/dl 未満	1点
	2.0mg/dl 以上 3.0mg/dl 以下	2点
	3.0mg/dl 超	3点

② 肝臓の移植手術を受けたこと。

四 肝硬変（重度のものを除く。） 前記三に掲げる肝硬変以外の肝硬変であって前記三イに該当すること。

五 慢性B型肝炎 6月以上の間隔において2回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においても、B型肝炎ウイルスに起因して、ALT（GPT）値が当該ALT（GPT）値の基準値を上回る場合（当該2回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該2回の血液学的検査の間にALT（GPT）値が当該ALT（GPT）値の基準値以下であることを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。）。

(2) (1)に掲げる基準のほか、(1)に掲げる病態については、診療録、診断書その他の記録に基づき、一般に認められている医学的知見を踏まえて総合的に判断されるものとする。こと。(第7条第2項関係)

(3) 法第6条第1項第4号に規定する慢性B型肝炎の治療は、次のいずれかに該当するものとする。こと。(第7条第3項関係)

イ 天然型インターフェロナーアルファ製剤等（当該医薬品の添付文書において、当該医薬品の効能又は効用として、「HB e抗原陽性でかつDNAポリメラーゼ陽性のB型慢性活動性肝炎のウイルス血症の改善」と記載されたものに限る。）による治療

ロ 核酸アナログ製剤（当該医薬品の添付文書において、当該医薬品の効能又は効用として、「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」と記載されたものに限る。）による治療

ハ 免疫調整薬による治療であつて、慢性B型肝炎の治療を目的とするステロイドリバウンド療法又はプロパゲルニウム製剤の内服によるもの

3 訴訟手当金の対象となる検査等及び訴訟手当金の額

(1) 訴訟手当金の対象となる検査に要する費用は、次のとおりとする。こと。(第8条関係)

イ 特定B型肝炎ウイルス感染者及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者の母に係るB型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査であつて、当該特定B型肝炎ウイルス感染者が母子感染者であることを確認するためのものに要する費用（以下「母の塩基配列検査費用」という。）

ロ 特定B型肝炎ウイルス感染者の父に係る血液学的検査に要する費用並びに特定B型肝炎ウイルス感染者及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者の父に係るB型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査に要する費用（以下「父の塩基配列検査費用」という。）

ハ 特定B型肝炎ウイルス感染者に係るB型肝炎ウイルスの遺伝子型の検査に要する費用（以下「遺伝子型検査費用」という。）

(2) 法第7条第2項に規定する厚生労働省令で定める訴訟手当金の額は、次の表に掲げる検査費用ごとに表に掲げる金額とすること。(第9条第1項関係)

検査費用	金額
母の塩基配列検査費用	6万3千円
父の塩基配列検査費用	6万5千円
遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用（社会保険各法の規定による医療に関する給付を受けなかった場合の費用（領収書その他の検査費用の額が記載された書類を保存している場合に限る。）をいう。以下同じ。）（亜型を判別するための検査費用を除く。）	8千5百円
遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用以外の検査費用（亜型を判別するための検査費用を除く。）	2千3百円

- (3) 確定判決等の判決書等において、(2)と異なる金額を支払うこととされている場合は、支払基金は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとする。 (第9条第2項関係)

4 追加給付金の請求手続等

- (1) 法第9条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとする。 (第10条第1項関係)

一 請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先

二 請求者（特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。）の性別及び生年月日

三 請求者が特定B型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあっては、当該特定B型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日

四 判決確定日等

五 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）

六 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七 請求年月日及び請求金額

八 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

- (2) (1)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。 (第10条第2項関係)

一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して法第6条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書

（注）診断書の様式は別添の官報（様式第1号）を参照されたい。

二 住民票の写しその他の(1)一及び二の事項を証明することができる書類

三 特定B型肝炎ウイルス感染者が死亡している場合にあっては、請求者と当該特定B型肝炎ウイルス感染者との身分関係を証明することができる書類

- (3) 追加給付金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき追加給付金でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(1)及び(2)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。 (第10条第3項関係)

一 追加給付金を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

- (4) 支払基金は、追加給付金を支給するに当たってはその額を、追加給付金の振込みの手続をした場合にはその旨を、請求者に対し通知しなければならないものとする。 (第11条関係)

5 定期検査及び定期検査費等

- (1) 法第12条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査（以下「定期検査」という。）については、次の表の検査項目ごとに、1年につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとする。こと。（第12条関係）

定期検査	検査項目	回数
血液学的検査	赤血球数、白血球数、血色素（ヘモグロビン）測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、γ-GTP（γ-GT）、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	4回
画像検査	腹部エコー	4回
	造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI	2回

- (2) 法第12条第1項の定期検査費（以下「定期検査費」という。）又は法第15条第1項の定期検査手当（以下「定期検査手当」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとする。こと。（第13条第1項関係）

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
- 二 判決確定日等
- 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
- 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 請求年月日及び請求金額
- 六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
- 七 当該定期検査費又は定期検査手当の支給の請求に係る定期検査の内容及び定期検査に要した費用の額

- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。（第13条第2項関係）

- 一 領収書その他の定期検査に要した費用の額が記載された書類
- 二 法第16条第1項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証（以下「受給者証」という。）の写し（請求者に受給者証が交付されている場合に限る。）
- 三 社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、定期検査に関する給付が行われるべき場合であつて当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類

- (4) 定期検査費及び定期検査手当を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき定期検査費及び定期検査手当でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げ

る書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。 (第 13 条第 3 項関係)

一 定期検査費及び定期検査手当を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

- (5) 支払基金は、法第 16 条第 2 項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査に関し保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払ったとき (法第 17 条第 2 項の規定により委託を受けた国民健康保険団体連合会が、当該費用を支払ったときを含む。) は、その支払があった日に、請求者から (2) の定期検査手当の支給の請求がされたものとみなし、年を単位として定期検査 2 回までに限り、当該定期検査手当を請求者に支給することができるものとする。 (第 13 条第 4 項関係)

6 母子感染防止医療及び母子感染防止医療費

- (1) 法第 13 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与 (以下「母子感染防止医療」という。) については、次の表の項目ごとに、特定無症候性持続感染者の子 1 人につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとする。 (第 14 条関係)

母子感染防止医療	回数
特定無症候性持続感染者に対する HB e 抗原及び HB e 抗体の血液学的検査	1 回
特定無症候性持続感染者の子に対する HB s 抗原の血液学的検査	2 回
特定無症候性持続感染者の子に対する HB s 抗体の血液学的検査	1 回
特定無症候性持続感染者の子に対するグロブリンの投与	2 回
特定無症候性持続感染者の子に対するワクチンの投与	3 回

- (2) 法第 13 条第 1 項の母子感染防止医療費 (以下「母子感染防止医療費」という。) の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとする。 (第 15 条第 1 項関係)

一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先

二 判決確定日等

三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号 (当該原告に番号が付されている場合に限る。)

四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五 請求年月日及び請求金額

六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

七 当該母子感染防止医療費の支給の請求に係る母子感染防止医療の内容及び母子感染防止医療に要した費用の額

- (3) (2) の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。 (第 15 条第 2 項関係)

一 領収書その他の母子感染防止医療に要した費用の額が記載された書類

- 二 特定無症候性持続感染者の子に係る戸籍の謄本又は抄本
- 三 社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、母子感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類

(4) 母子感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき母子感染防止医療費でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第15条第3項関係)

- 一 母子感染防止医療費を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

7 世帯内感染防止医療及び世帯内感染防止医療費

(1) 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める検査又はワクチンの投与（以下「世帯内感染防止医療」という。）については、次の表の項目ごとに、特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者1人につき同表に掲げる回数を限度として実施するものとする。こと。(第16条関係)

世帯内感染防止医療	回数
ワクチンを投与する前の血液学的検査（HBs抗原、HBs抗体及びHBc抗体の検査に限る。）	1回
ワクチンを投与した後の血液学的検査（HBs抗体の検査に限る。）	1回
ワクチンの投与	3回（当該ワクチンを3回投与した後、当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者にHBs抗体が確認されなかった場合においては、4回）

(2) 法第14条第1項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとする。こと。(第17条第1項関係)

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
- 二 判決確定日等
- 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
- 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 請求年月日及び請求金額
- 六 代理人によって請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

七 当該世帯内感染防止医療費の支給の請求に係る世帯内感染防止医療の内容及び世帯内感染防止医療に要した費用の額

(3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第17条第2項関係)

一 領収書その他の世帯内感染防止医療に要した費用が記載された書類

二 住民票の写し(世帯内感染防止医療を受けた特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者の氏名が記載されているものに限る。)その他の世帯内感染防止医療を受けた者が特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者であることが確認できる書類

三 社会保険各法以外の法令(条例を含む。)の規定により、世帯内感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であって当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類

(4) 世帯内感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき世帯内感染防止医療費でまだその者に支給していなかったものを請求するときは、請求者は、(2)及び(3)の書類に加え、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第17条第3項関係)

一 世帯内感染防止医療費を受けることができた者で死亡したものの死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二 請求者と死亡者との身分関係を証明することができる書類

8 定期検査費等の支給等

(1) 支払基金は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費(以下「定期検査費等」という。)を支給するものとする。こと。(第18条関係)

(2) 支払基金は、定期検査費等を支給するに当たってはその額を、定期検査費等の振込みの手続をした場合にはその旨を、定期検査費等の支給を請求した者に対し通知しなければならないものとする。こと。(第19条関係)

9 受給者証

(1) 受給者証の様式について定めるものとする。こと。(第20条関係)

(注) 受給者証の様式は別添の官報(様式第2号)を参照されたい。

(2) 受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならないものとする。こと。(第21条第1項関係)

一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先

二 請求者が加入している医療保険の被保険者の氏名その他の当該医療保険に関する事項

三 判決確定日等

四 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)

五 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

- (3) (2)の請求書には、次に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならないものとする。こと。(第21条第2項関係)
- 一 (2)の請求に係る確定判決等の判決書等の正本又は謄本
 - 二 住民票の写しその他の(2)一に掲げる事項を証明することができる書類
- (4) 特定無症候性持続感染者は、(2)一、二又は五の事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならないものとする。こと。(第22条第1項関係)
- (5) (4)の規定により提出された書類には、次に掲げる書類を添えなければならないものとする。こと。(第22条第2項関係)
- 一 (2)一、二又は五の事項の変更の事実を証明することができる書類
 - 二 受給者証(氏名又は住所の変更があった場合に限る。)
- (6) 支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならないものとする。こと。(第22条第3項関係)
- (7) 特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、支払基金にその再交付を申請することができるものとし、当該申請をしようとするときには、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を支払基金に提出しなければならないものとする。こと。(第23条第1項及び第2項関係)
- 一 特定無症候性持続感染者の氏名及び住所
 - 二 公費負担医療の受給者番号
 - 三 申請の理由
- (8) 受給者証を破り、又は汚した場合の(7)の申請には、申請書に、その受給者証を添えなければならないものとする。こと。(第23条第3項関係)
- (9) 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを支払基金に返還しなければならないものとする。こと。(第23条第4項関係)
- (10) 特定無症候性持続感染者が、追加給付金の支給を受けたとき又は死亡したときは、速やかに、受給者証を支払基金に返還しなければならないものとする。こと。(第24条関係)

10 その他

その他、同一の事由について国により損害の填補がされた場合の届出、身分証明書の様式などについて定めることとしたこと。(第25条から第27条まで関係)

11 施行期日等

- (1) この省令は、法の施行の日(平成24年1月13日)から施行するものとする。こと。(附則第1条関係)
- (2) 法の公布後、この省令の施行前に支払基金に対して行われた請求、届出その他の行為は、法及びこの省令中これに相当する規定がある場合には、法及びこの省令の規定により行われたものとみなす。(附則第2条関係)

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(四二九)
- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(四三〇)

〔条 約〕

- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定(一九)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定(二〇)

〔省 令〕

- 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働一五七)
- 母子保健法施行規則の一部を改正する省令(同一五八)
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一五九)

〔告 示〕

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一六〇)
- 地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令(環境三六)
- 除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令(同一三七)
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の効力発生に関する件(外務四一六)
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同一四一七)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の効力発生に関する件(同一四一八)
- 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件(同一四一九)
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第九条第一号の農林水産大臣が定める農作物を定める件(農林水産二四二六)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第三十二条第二号の規定による環境大臣の確認の要件(環境一〇五)
- 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件(同一〇六)
- 廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法(同一〇七)

- 汚染状況重点調査地域を指定する件(同一〇八)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件(同一〇九)
- 環境大臣が定める放射線の量の測定方法(同一一〇)
- 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合における排ガス中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一一)
- 処分に伴い生じた排水を放流する場合における放流水中の事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一二)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第一項第三号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一三)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第二項第四号ハの規定による放流水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一四)
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号イの規定による地下水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一五)

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第二十六条第四項第二号ハの規定による浸透水の水質検査に係る事故由来放射性物質の濃度の測定方法(同一一六)

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

二 住民票の写しその他の前項第一号及び第二号に掲げる事項を証明することができる書類

二・八g/dl未滿	三点
-----------	----

項目	肝性脳症		腹水		血清アルブミン値
状態等	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）	なし	軽度 中程度以上
点数	一点	二点	三点	一点	二点 一点 三点
					三・五g/dl超
					二・八g/dl以上三・五g/dl以下
					二・八g/dl未満
					三点

プロトロンビン時間		七〇％超	一点
血清総ビリルビン酸		四〇％以上七〇％以下	二点
		四〇％未満	三点
		二・〇 ㎍／dl 未満	一点
		二・〇 ㎍／dl 以上三・〇 ㎍／dl 以下	二点
		三・〇 ㎍／dl 超	三点

(2) 肝臓の移植手術を受けたこと。

四 肝硬変（重度のものを除く）。前号に掲げる肝硬変以外の肝硬変であつて同号イに該当すること。

五 慢性 B 型肝炎。六月以上の間隔において二回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においても、B 型肝炎ウイルスに起因して、ALT（GPT）値が当該 ALT（GPT）値の基準値（血液学的検査の結果を記載した書類に記載された値をいう。以下この号において同じ。）を上回る場合（当該二回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該二回の血液学的検査の間に ALT（GPT）値が当該 ALT（GPT）値の基準値以下であることを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く）。

2 前項各号に掲げる基準のほか、同項各号に掲げる病態については、診療録、診断書その他の記録に基づき、一般に認められている医学的知見を踏まえて総合的に判断されるものとする。

3 法第六条第一項第四号に規定する慢性 B 型肝炎の治療は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 天然型インターフェローン製剤等（当該医薬品の添付文書（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十二条の規定により医薬品に添付する文書をいう。次号において同じ。）において、当該医薬品の効能又は効用として、「HBe 抗原陽性でかつ DNA ポリメラーゼ陽性の B 型肝炎活動性肝炎のウイルス血症の改善」と記載されたものに限る。）による治療

二 核酸アナログ製剤（当該医薬品の添付文書において、当該医薬品の効能又は効用として、「B 型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認された B 型肝炎肝疾患における B 型肝炎ウイルスの増殖抑制」と記載されたものに限る。）による治療

三 免疫調整薬による治療であつて、慢性 B 型肝炎の治療を目的とするステロイドリバンド療法又はプロパゲルニウム製剤の内服によるもの

（訴訟手当金の対象となる検査等）

第八条 法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査に要する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一 特定 B 型肝炎ウイルス感染者及び当該特定 B 型肝炎ウイルス感染者の母に係る B 型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査であつて、当該特定 B 型肝炎ウイルス感染者が法第二条第二項に規定する母子感染者であることを確認するためのものに要する費用（次条第一項において「母の塩基配列検査費用」という。）

二 特定 B 型肝炎ウイルス感染者の父に係る血液学的検査に要する費用並びに特定 B 型肝炎ウイルス感染者及び当該特定 B 型肝炎ウイルス感染者の父に係る B 型肝炎ウイルスの塩基配列を比較するための検査に要する費用（次条第一項において「父の塩基配列検査費用」という。）

三 特定 B 型肝炎ウイルス感染者に係る B 型肝炎ウイルスの遺伝子型の検査に要する費用（次条第一項において「遺伝子型検査費用」という。）

（訴訟手当金の額）

第九条 法第七条第二項に規定する厚生労働省令で定める訴訟手当金の額は、次の表の上欄に掲げる検査費用ごとに、同表の下欄に掲げる金額とする。

検査費用	金額
一 母の塩基配列検査費用	六万三千元
二 父の塩基配列検査費用	六万五千元
三 遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む）国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、地方公務員等共済組合法（昭和五十七年法律第五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（以下「社会保険各法」という。）の規定による医療に関する給付を受けなかった場合の検査費用（当該給付を受けなかったと認められる領収書その他の検査費用の額が記載された書類を保存している場合に限り）をいう。以下この項において同じ。）（重型を判別するための検査費用を除く）。	八千五百円
四 遺伝子型検査費用のうち、保険適用外遺伝子型検査費用以外の検査費用（重型を判別するための検査費用を除く）。	二千三百円
五 遺伝子型検査費用のうち、重型を判別するための検査費用	一万五千元

2 前項の規定にかかわらず、確定判決等の判決書等において前項の表の上欄に掲げる検査費用について同表の下欄に掲げる金額と異なる金額を特定 B 型肝炎ウイルス感染者又はその相続人に支払うこととされている場合は、支払基金は、当該確定判決等の判決書等の金額を支払うものとする。

（追加給付金の請求）

第十条 法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先

二 請求者（特定 B 型肝炎ウイルス感染者の相続人を除く。）の性別及び生年月日

三 請求者が特定 B 型肝炎ウイルス感染者の相続人の場合にあつては、当該特定 B 型肝炎ウイルス感染者の氏名、性別及び生年月日

四 判決確定日等

五 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限り）。

六 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七 請求年月日及び請求金額

八 代理人によつて請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項

- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
- 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して法第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書(様式第一号)
- 二 住民票の写しその他の前項第一号及び第二号に掲げる事項を証明することができる書類
- 三 特定B型肝炎ウイルス感染者が死亡している場合にあつては、請求者と当該特定B型肝炎ウイルス感染者との身分関係を証明することができる書類
- 3 第五條第三項の規定は、追加給付金を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。

(追加給付金の額の通知)

- 第十一條 支払基金は、追加給付金を支給するに当たつては、請求者に対し、その額を通知しなければならない。
- 2 支払基金は、追加給付金の振込みの手続をした場合には、請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

(定期検査)

第十二條 法第十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める検査(以下「定期検査」という。)については、次の表の上欄に掲げる定期検査ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる検査項目の区分に応じ、一年につき同表の下欄に掲げる回数を超えて実施する。

定期検査	検査項目		回数
	血液学的検査	検査項目	
I	赤血球数、白血球数、血色素(ヘモグロビン)測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA	四回	四回
	腹部エコー	四回	
II	造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MR	二回	二回

(定期検査費及び定期検査手当の請求)

- 第十三條 法第十二條第一項の定期検査費(以下「定期検査費」という。)又は法第十五條第一項の定期検査手当(以下「定期検査手当」という。)の支給を請求しようとする者(以下この項及び第四項において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
- 二 判決確定日等
- 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
- 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 請求年月日及び請求金額
- 六 代理人によつて請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
- 七 当該定期検査費又は定期検査手当の支給の請求に係る定期検査の内容及び定期検査に要した費用の額

- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
- 一 領収書その他の定期検査に要した費用の額が記載された書類
- 二 法第十六條第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証(以下「受給者証」という。)の写し(請求者に受給者証が交付されている場合に限る。)
- 三 社会保険各法以外の法令(条例を含む。)の規定により、定期検査に関する給付が行われるべき場合であつて当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類
- 3 第五條第三項の規定は、定期検査費及び定期検査手当を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。
- 4 支払基金は、法第十六條第二項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査に関し同項に規定する保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払ったとき(法第十七條第二項の規定により委託を受けた国民健康保険団体連合会が、当該費用を支払ったときを含む。)は、その支払があつた日に、請求者から第一項に規定する定期検査手当の支給の請求がされたものとみなし、年を単位として定期検査二回までに限り、当該定期検査手当を請求者に支給することができる。

(母子感染防止医療)

第十四條 法第十三條第一項に規定する厚生労働省令で定める検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与(以下この条及び次条第二項第一号及び第三号において「母子感染防止医療」という。)については、次の表の上欄に掲げる母子感染防止医療の区分に応じ、それぞれ法第十三條第一項に規定する特定無症候性持続感染者の子(以下この条及び次条第二項第二号において「特定無症候性持続感染者の子」という。)一人につき同表の下欄に掲げる回数を超えて実施する。

母子感染防止医療	検査項目		回数
	法第十二條第一項に規定する特定無症候性持続感染者(以下「特定無症候性持続感染者」という。)に対するHBe抗原及びHBe抗体の血液学的検査	検査項目	
I	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗原の血液学的検査	一回	一回
	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗体の血液学的検査	一回	
II	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗原の血液学的検査	一回	一回
	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗体の血液学的検査	一回	
III	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗原の血液学的検査	一回	一回
	特定無症候性持続感染者の子に対するHBe抗体の血液学的検査	一回	

(母子感染防止医療費の請求)

- 第十五條 法第十三條第一項の母子感染防止医療費(以下「母子感染防止医療費」という。)の支給を請求しようとする者(以下この項において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。
- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
- 二 判決確定日等
- 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号(当該原告に番号が付されている場合に限る。)
- 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 請求年月日及び請求金額
- 六 代理人によつて請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
- 七 当該母子感染防止医療費の支給の請求に係る母子感染防止医療の内容及び母子感染防止医療に要した費用の額

- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
- 一 領収書その他の母子感染防止医療に要した費用の額が記載された書類
 - 二 特定無症候性持続感染者の子に係る戸籍の謄本又は抄本
 - 三 社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、母子感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であつて当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類

3 第五条第三項の規定は、母子感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。

（世帯内感染防止医療）

第十六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める検査又はワクチンの投与（以下「世帯内感染防止医療」という。）については、次の表の上欄に掲げる世帯内感染防止医療の区分に応じ、それぞれ法第十四条第一項に規定する特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者（次条第二項第二号において「特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者」という。）一人につき同表の下欄に掲げる回数を限度として実施する。

世帯内感染防止医療		回数
ワクチンを投与する前の血液学的検査（H B s 抗原、H B s 抗体及びH B c 抗体の検査に限る。）	一回	一回
ワクチンを投与した後の血液学的検査（H B s 抗体の検査に限る。）	一回	一回
ワクチンの投与	一回	三回（当該ワクチンを三回投与した後、当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者にH B s 抗体が確認されなかった場合においては、四回）

（世帯内感染防止医療費の請求）

第十七条 法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費（以下「世帯内感染防止医療費」という。）の支給を請求しようとする者（以下この項において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 判決確定日等
 - 三 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
 - 四 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 五 請求年月日及び請求金額
 - 六 代理人によつて請求するときは、当該代理人に委任した事項、当該代理人の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先その他必要な事項
 - 七 当該世帯内感染防止医療費の支給の請求に係る世帯内感染防止医療の内容及び世帯内感染防止医療に要した費用の額
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
- 一 領収書その他の世帯内感染防止医療に要した費用が記載された書類

- 二 住民票の写し（世帯内感染防止医療を受けた特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者の氏名が記載されているものに限る。）その他の世帯内感染防止医療を受けた者が特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者であることが確認できる書類
- 三 社会保険各法以外の法令（条例を含む。）の規定により、世帯内感染防止医療に関する給付が行われるべき場合であつて当該給付が行われたときには、当該給付の額及びその対象の範囲が記載された書類

3 第五条第三項の規定は、世帯内感染防止医療費を受けることができる者が死亡した場合に提出する書類について準用する。

（定期検査費等の支給）

第十八条 支払基金は、毎年、特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費、定期検査手当、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（次条において「定期検査費等」という。）を支給するものとする。

（定期検査費等の額の通知）

第十九条 支払基金は、定期検査費等を支給するに当たっては、定期検査費等の支給を請求した者に對し、その額を通知しなければならない。

2 支払基金は、定期検査費等の振込みの手続をした場合には、定期検査費等の支給を請求した者に對し、その旨を通知しなければならない。

（受給者証の様式）

第二十条 受給者証は、様式第二号によるものとする。

（受給者証の交付の請求）

第二十一条 受給者証の交付を請求しようとする特定無症候性持続感染者（第一号及び第二号において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 請求者が加入している医療保険の被保険者の氏名その他の当該医療保険に関する事項
 - 三 判決確定日等
 - 四 確定判決等を得た裁判所名、裁判所の事件番号及び原告の番号（当該原告に番号が付されている場合に限る。）
 - 五 振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えなければならない。
- 一 前項の請求に係る確定判決等の判決書等の正本又は謄本
 - 二 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類（氏名等の変更）
- 第二十二条 特定無症候性持続感染者は、前条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があつた場合には、遅滞なく、当該変更の内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出された書類には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 前項の変更の事実を証明することができる書類
 - 二 受給者証（氏名又は住所の変更があつた場合に限る。）
 - 3 支払基金は、特定無症候性持続感染者の氏名又は住所の変更の内容を記載した書類が提出されたときは、受給者証に氏名又は住所の変更に係る記載を行い、これを当該特定無症候性持続感染者に返還しなければならない。

様式第一号 (第十条第二項関係)

追加給付金に係る診断書

患者氏名・性別	男・女	生年月日	年 月 日
1. B型肝炎ウイルスの持続感染と因果関係のある病態区分に、1つ○をつけて下さい ※複数該当する場合は、いずれか1つ○をつけて下さい			
☐ 慢性肝炎	☐ 肝硬変	☐ 肝がん	☐ 死亡
2. 上記病態区分と診断した理由を、検査結果、経過等を示しつつ具体的に記載して下さい ※慢性肝炎は、6ヶ月以上の持続感染の検査結果が陽性で、5年に経過している場合は、記載不要です。なお、病理組織検査結果がある場合であっても、最初に慢性肝炎と診断できる疾患を記載して下さい。			
3. B型肝炎ウイルスの持続感染に起因する病態であると診断した理由を具体的に記載して下さい ※HBV-DNA量、肝臓ウイルス量（ウイルス）を測定し、具体的に記載して下さい			
4. 上記病態区分と、最初に診断された日を前医の診断書等も踏まえて記載して下さい ※分からない場合は、不明に○をつけて下さい			
最初に診断された日	年 月 日	(不明)	
5. 慢性肝炎と診断した場合は、6ヶ月以上の期間をあげた2時点のALT (GPT) の値を記載して下さい			
検査日	年 月 日	年 月 日	(基準値)
ALT (GPT)	IU/L	IU/L	IU/L
6. 肝硬変、肝がんを診断した場合は、病理組織検査結果を記載して下さい			
診断日	年 月 日	年 月 日	
7. 肝硬変と診断した場合は、90日以上の間隔をあげた2時点のChild-Pugh分類の評価を記載して下さい			
肝性脳症	なし (程度)	なし (程度)	なし (程度)
腹水	なし (程度)	なし (程度)	なし (程度)
血清アルブミン値 (g/dl)	3.5 3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.5	3.5 3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.5	3.5 3.0 2.5 2.0 1.5 1.0 0.5
プロトロンビン時間 (%)	70 60 50 40 30 20 10	70 60 50 40 30 20 10	70 60 50 40 30 20 10
血清総ビリルビン値 (mg/dl)	2.0未満 2.0~3.0 3.0~4.0 4.0~5.0 5.0~6.0 6.0~8.0 8.0以上	2.0未満 2.0~3.0 3.0~4.0 4.0~5.0 5.0~6.0 6.0~8.0 8.0以上	2.0未満 2.0~3.0 3.0~4.0 4.0~5.0 5.0~6.0 6.0~8.0 8.0以上
8. 肝硬変と診断した場合は、肝臓の移植手術の実施の有無について記載して下さい			
手術日	年 月 日	年 月 日	
9. 死亡と診断した場合は、死亡診断書に記載されている内容について記載して下さい			
直接死因	死亡した日	年 月 日	
上記のとおり診断します。			
肝臓病診療連携拠点病院	肝臓病専門医療機関	がん診療連携拠点病院	その他の医療機関
医療機関名			
住所 (〒)			
診療科名			
医師名			
電話番号 ()			

(受給者証の再交付)

第二十三条 特定無症候性持続感染者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、支払基金にその再交付を申請することができる。

2 特定無症候性持続感染者は、前項の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した再交付申請書を支払基金に提出しなければならない。

一 特定無症候性持続感染者の氏名及び住所

二 公費負担医療の受給者番号

三 申請の理由

3 受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

4 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを支払基金に返還しなければならない。

(受給者証の返還)

第二十四条 特定無症候性持続感染者が次の各号の一に該当するに至ったときは、その者又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、受給者証を支払基金に返還しなければならない。

一 追加給付金の支給を受けたとき。

二 死亡したとき。

(定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例)

第二十五条 法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条第一項に規定する指定医療機関とする。

(損害の填補を受けた場合の届出)

第二十六条 法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合(法の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む)は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及びその内容を記載した書類を支払基金に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第二十七条 法第二十三条第二項の証明書は、様式第三号によるものとする。

2 法第二十四条第二項において準用する法第二十三条第二項の証明書は、様式第四号によるものとする。

3 法第三十五条第二項において準用する法第二十三条第二項の証明書は、様式第五号によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六号。次条において「法」という。)の施行の日(平成二十四年一月十三日)から施行する。

(請求に係る特例)

第二条 法の公布後、この省令の施行前に支払基金に対して行われた請求、届出その他の行為は、法及びこの省令中にこれに相当する規定がある場合には、法及びこの省令の規定により行われたものとみなす。

特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証

(1ページ)

公費負担者番号									
公費負担者医療番号									
住所									
氏名									
生年月日		年	月	日	男・女				
発行者名称		年 月 日 社会保険診療報酬支払基金理事長 印							

定期検査受診票

(2ページ)

年

①血液学的検査、②画像検査(腹部エコー)

受診回	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
医療機関名				
医師名	印	印	印	印

③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)

受診回	1回目	2回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日
医療機関名		
医師名	印	印

※ 担当医師は、該当する回の受診年月日、医療機関名、医師名の欄に記入いただき、ご本人にお渡し下さい。
 ※ この票は、年(1月～12月)を単位として記入してください。

注意事項

(3 ページ)

- この証は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第6条第1項第7号に該当する方(特定無症慢性持続感染者)を対象として交付されます。
- この証を交付された方は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するため①から③までの定期検査を受けた場合、①及び②については年4回まで、③については年2回までは定期検査及びその診断のための費用(医師診療報酬点数表及び使用薬剤の薬価(薬価基準)によるものに限る)の自己負担分を支払う必要はありません。

①血液学的検査

※血液学的検査の対象となる検査項目は、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘモグロビン測定、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST (GOT)、ALT (GPT)、ALP、γ-GTP (γ-GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、CHE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-A-II、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNAとする。

②画像検査(腹部エコー)

③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)

- この証を交付された方は、子を出産した場合にその子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、保険診療により血液学的検査(HBe抗原及びHBe抗体)を受けた場合、子1人につき1回まではその自己負担分を支払う必要はありません。
- 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
- 氏名、住所、加入している医療保険、振込先に変更があったときは、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。
- 病態の進行や死亡で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに社会保険診療報酬支払基金に返還してください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。
- 定期検査受診票の記載欄が無くなったときは、社会保険診療報酬支払基金にその旨を届け出てください。
- その他の問い合わせは、下記に連絡してください。

連絡先

社会保険診療報酬支払基金

(TEL)

(日本工業規格B7)

注 2 ページについては、必要に応じ、適宜増やして差し支えない。

様式第三号(第二十七条第一項関係)

(表)

第 号	
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	
第23条第2項の規定による身分証明書	
写真	職名及び氏名
年 月 日発行	
社会保険診療報酬支払基金理事長 印	

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋

(定期検査等を行った者等に対する報告の徴収等)

- 第23条 支払基金は、定期検査費等の支給に関し必要があると認めるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。
- 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第45条 第23条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第四号 (第二十七条第二項関係)

(表)

第 号 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 第24条第2項の規定による身分証明書 写真 職名及び氏名 年 月 日発行 社会保険診療報酬支払基金理事長 印	
---	--

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋
(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第24条 支払基金は、第16条第2項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。

第23条 (略)

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

様式第五号 (第二十七条第三項関係)

(表)

第 号 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 第35条第2項の規定による身分証明書 写真 職名及び氏名 年 月 日発行 厚生労働大臣 印	
--	--

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋
(報告の徴収等)

第35条 厚生労働大臣は、支払基金又は第17条第2項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第23条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第23条 (略)

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第35条第1項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

官報

(号 外)

独立行政法人国立印刷局

(号外第 272 号)

報

官

平成 23 年 12 月 16 日 金曜日

1

<参考> 法及び施行規則公布時の官報

目次

(法 律)

○復興庁設置法(一二五)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(一二六)

(政 令)

○民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三九五)

○民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三九六)

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令(三九七)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行期日を定める政令(三九八)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令(三九九)

(条 約)

○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定(一七)

(省 令)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則(厚生労働一四四)

○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(同一四五)

○社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令(同一四六)

(告 示)

○社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の効力発生に関する件(外務四〇三)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を定める件(厚生労働四五二)

本号で公布された 法令のあらまし

◇復興庁設置法(法律第一二五号)(内閣官房)

1 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務

(一) 設置
内閣に、復興庁を置くこととした。(第二条)

(二) 任務
復興庁は、次に掲げることを任務とする。こととした。(第三条関係)

(1) 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。

(2) 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

(三) 所掌事務

(1) 復興庁は、(二)の(1)の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどることとした。(第四条第一項関係)

① 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

② 関係地方公共団体の復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。

③ ①及び②に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(2) 復興庁は、(二)の(2)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第四条第二項関係)

① 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

② 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。

③ 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより、実施すること。

イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、②の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画等を通知することにより、執行させること。

④ 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

⑤ 東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画の認定、指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給、復興整備計画の推進、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画並びに復興推進事業、復興整備事業及び復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に関すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

法律第二百二十六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等（第三条―第二十五条）	
第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務（第二十六条―第三十六条）	
第四章 費用（第三十七条・第三十八条）	
第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）	
第六章 罰則（第四十二条―第四十五条）	
附則	
第一章 総則	

（目的）
第一条 この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「集団予防接種等の際の注射器の連続使用」とは、昭和二十三年七月一日から昭和六十三年一月二十七日までの間において、市町村長、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者が、その期日又は期間及び場所を指定して行った予防接種又はツベルクリン反応検査のうち、当該予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律であつて厚生労働省令で定めるものの規定に基づくものが行われた際に、注射針、注射筒その他厚生労働省令で定める医療機器を当該予防接種又はツベルクリン反応検査を受ける者に取り替えることなく、使用したことをいう。

2 この法律において「特定B型肝炎ウイルス感染者」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者であつて当該B型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「持続感染の状態」という。）になつたもの及びその者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染した者（以下「母子感染者」という。）その他母子感染者に類する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染者に類する者」という。）であつて持続感染の状態になつたものをいう。

3 この法律において「確定判決等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になつたこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になつたことによつて生じた損害の賠償に係る確定判決又は和解若しくは調停であつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

4 この法律において「訴えの提起等」とは、七歳に達するまでの間における集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者が持続感染の状態になつたこと又は母子感染者その他母子感染者に類する者が持続感染の状態になつたことによつて生じた損害の賠償の請求に係る訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てであつて、その相手方に国が含まれるものをいう。

第二章 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

第三条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、その者の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求することができる。

3 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給手続）

第四条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、当該請求をする者又はその被相続人が特定B型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する確定判決等の判決書又は調書の正本又は謄本を提出しなければならない。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限）

第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行なわれなければならない。

一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（次号において「経過日」という。）

二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日（以下「判決確定日等」という。）から起算して一月を経過する日

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額）

第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がん（肝がん）に罹患し、又は死亡した者（当該肝硬変（当該肝がん）に罹患した者にあつては、当該肝がん）を発症した時（当該死亡した者にあつては、当該死亡した時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。） 三千六百万円

二 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）に罹患した者（当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がん（肝がん）に罹患し、又は死亡した者を除く。） 二千五百万円

三 慢性B型肝炎に罹患した者（当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。）千二百五十万円

四 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎に罹患しているもの又は現に当該慢性B型肝炎に罹患していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの（これらの者のうち、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。）三百万円

五 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、前号に掲げる者以外のもの（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。）百五十万円

六 前各号に掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者にあつては出生の時、母子感染者に類する者にあつては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。）六百万円

七 前各号に掲げる者以外の者（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者を除く。）五十万円

2 前項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者の病態その他の同項各号のいずれかに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者に該当するかどうかの基準は、厚生労働省令で定める。

（訴訟手当金の支給）

第七条 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に關し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めるものを支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。

2 訴訟手当金の額は、前項に規定する厚生労働省令で定める費用に係るものにあつては当該検査に通常要する費用を考慮して厚生労働省令で定める額とし、弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬に係るものにあつては当該者に支給される特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に百分の四を乗じて得た額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は訴訟手当金の支給について、第五条の規定は訴訟手当金の支給の請求について準用する。

（追加給付金の支給）

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 第三条第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。

（追加給付金の支給手続）

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

（追加給付金の請求期限）

第十条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して三年以内に行わなければならない。

（追加給付金の額）

第十一条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号から第三号までに定める額から、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（第六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次号において同じ。）の額

二 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額及び第八条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額

（定期検査費の支給）

第十二条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第七号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「定期検査」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

2 定期検査費の支給の請求は、その請求をすることができる時から五年を経過したときは、することができない。

3 定期検査費の額は、当該定期検査に要する費用の額から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の政令で定める法律（以下「健康保険法等」という。）の規定により当該特定無症候性持続感染者が受け、又は受けることができた当該定期検査に関する給付金の額を控除した額とする。

4 前項の定期検査に要する費用の額は、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、定期検査費の支給について準用する。

（母子感染防止医療費の支給）

第十三条 支払基金は、特定無症候性持続感染者が出生した場合において、当該特定無症候性持続感染者又はその子（以下「特定無症候性持続感染者の子」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から当該特定無症候性持続感染者の子がB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又は血液製剤若しくはワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「母子感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、母子感染防止医療費を支給する。

2 母子感染防止医療費の額は、当該母子感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者又は当該特定無症候性持続感染者の子が受け、又は受けることができた当該母子感染防止医療に関する給付金の額を控除した額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は母子感染防止医療費の支給について、前条第二項の規定は母子感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の母子感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(世帯内感染防止医療費の支給)

第十四条 支払基金は、判決確定日等以後に特定無症候性持続感染者と同一の世帯に属する者となつた者（母子感染防止医療の対象となる者を除く。以下「特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者」という。）が、判決確定日等以後に、病院又は診療所からB型肝炎ウイルスに感染することを防止するための検査又はワクチンの投与であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「世帯内感染防止医療」という。）を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、世帯内感染防止医療費を支給する。

2 世帯内感染防止医療費の額は、当該世帯内感染防止医療に要する費用の額から、健康保険法等の規定により当該特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者が受け、又は受けることができた当該世帯内感染防止医療に関する給付の額を控除した額とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は世帯内感染防止医療費の支給について、第十二条第二項の規定は世帯内感染防止医療費の支給の請求について、同条第四項の規定は前項の世帯内感染防止医療に要する費用の額の算定について準用する。

(定期検査手当の支給)

第十五条 支払基金は、第十二条第一項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査二回までに限り、定期検査手当を支給する。

2 定期検査手当の額は、定期検査一回につき一万五千元とする。

3 第三条第二項及び第三項の規定は定期検査手当の支給について、第十二条第二項の規定は定期検査手当の支給の請求について準用する。

(定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例)

第十六条 支払基金は、特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証（以下この条において「受給者証」という。）を交付する。

2 特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関その他病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「保険医療機関等」という。）から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合には、支払基金は、定期検査費又は母子感染防止医療費（特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療に係る部分に限る。以下この条及び第二十四条において同じ。）として当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、定期検査費又は母子感染防止医療費の支給があつたものとみなす。

4 健康保険法等の規定による被保険者又は組合員である特定無症候性持続感染者が、受給者証を提示して、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受ける場合には、健康保険法等の規定により当該保険医療機関等に支払うべき一部負担金は、健康保険法等の規定にかかわらず、当該定期検査又は母子感染防止医療に関し支払基金が第二項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

第十七条 支払基金は、前条第二項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十三年法律第九十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 支払基金は、前条第二項の規定による支払に関する事務を国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第十八条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等」という。）の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、支払基金は、その価額の限度において特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、支払基金がこの法律による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

(他の法令による給付との調整)

第十九条 定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（第二十三条第一項において「定期検査費等」という。）は、特定無症候性持続感染者、特定無症候性持続感染者の子又は特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者に対し、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により定期検査、母子感染防止医療又は世帯内感染防止医療（同項において「定期検査等」という。）に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。

(非課税)

第二十条 租税その他の公課は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(公務所等への照会)

第二十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(定期検査等を行った者等に対する報告の徴収等)

第二十三条 支払基金は、定期検査費等の支給に関し必要があると認めるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第二十四条 支払基金は、第十六条第二項の規定による保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払に関し必要があると認めるときは、保険医療機関等の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、保険医療機関等についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 支払基金は、保険医療機関等の管理者が、正当な理由がなく第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく同項の同意を拒んだときは、当該保険医療機関等に対する定期検査費又は母子感染防止医療費の支払を一時差し止めることができる。
(秘密保持義務)

第二十五条 支払基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

第三章 社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務

(支払基金の業務)

第二十六条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務という。
(業務方法書)

第二十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(区分経理)

第二十八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十九条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するとき、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十一条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を含む。第三十八条において同じ。）に充てることができる。
(短期借入金)

第三十二条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十三条 支払基金は、次の方法によるほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの（協議）

第三十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十二条第一項又は第二項の認可をしようとするとき。
- 二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告の徴収等)

第三十五条 厚生労働大臣は、支払基金又は第七十七条第二項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に關する報告を徴し、又は当該職員に实地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第三十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十六条 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見を述べた場合における同法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「行つたため」とあるのは、「行つたため並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十七条第一項の規定に基づき意見を述べたため」とする。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

第四章 費用

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金)

第三十七条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を除く。）に充てらるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は、次条の規定により交付された資金及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する額から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるとする。

3 第三十三条及び第三十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用について準用する。

4 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を廃止する場合において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しななければならない。

（交付金）

第三十八条 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるとする資金を交付するものとする。

第五章 雑則

（戸籍事項の無料証明）

第三十九条 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長とする。）は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（経過措置）

第四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の手續、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十二条 第二十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十五条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第三十三条（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

第四十五条 第二十三条第一項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第四章、第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限等の検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（先行訴訟原告等についての訴訟手当金の特例）

第三条 平成二十三年一月十一日以前に訴えの提起等をし、確定判決等において特定B型肝炎ウイルス感染者であることを証された者に係る第七條第二項の規定の適用については、同項中「百分の四」とあるのは、「百分の十」とする。

（長期借入金等）

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成二十七年までの間に償還するものとする。感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成二十八年度までの間に償還するものとする。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源）

第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

（政令への委任）

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十七の二の項の次に次のように加える。

五十七の三 社会保険 診療報酬支払基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二十六号）による同法第八條第一項の追加給付金若しくは同法第十九條の定期検査費等の支給又は同法第十六條第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------------------	---

総務大臣 川端 達夫
厚生労働大臣 小宮山 洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

2. If this Agreement is terminated in accordance with paragraph 1 of this Article, rights regarding entitlement to and payment of benefits acquired under this Agreement shall be retained.

In witness whereof, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

Done at Berne on October 22, 2010 in duplicate in the English language.

For Japan:

小松一郎

For the Swiss Confederation:

Y. Rossier

省 令

○厚生労働省令第四百四十四号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)

第二条第一項及び第二項の規定に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則

第一条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 地方自治法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十九号、以下この号及び次号において「昭和三十九年地方自治法改正法」という。)第十一条の規定による改正前の予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条の規定及び昭和三十九年地方自治法改正法第十二条の規定による改正前の廃止前結核予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十六号) 附則第二条の規定により廃止された廃止前の結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)をいう。次号及び第三号並びに次条において同じ。)第四条第三項の規定に基づき、東京都の区に存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った保健所長

二 昭和三十九年地方自治法改正法第十一条の規定による改正後の予防接種法第五条及び昭和三十九年地方自治法改正法第十二条の規定による改正後の廃止前結核予防法第四条第三項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、東京都の区に存する区域において、予防接種又はツベルクリン反応検査を行った特別区の区長

三 廃止前結核予防法第四条第一項の規定に基づき、昭和六十三年一月二十七日までの間、定期の健康診断を行った学校の長

(予防接種又はツベルクリン反応検査が実施された日において施行されていた法律)

第一条 法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める法律は、予防接種法及び廃止前結核予防法(医療機器)

第三条 法第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療機器は、種痘針、乱刺針及び多圧針とする。

(持続感染の状態)

第四条 法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次の各号のいずれかの場合に該当する状態とする。

一 六月以上の間隔において二回の血液学的検査を行った結果、いずれの検査結果においてもHBs抗原陽性、HBV-DNA陽性、HBe抗原陽性のいずれかに該当すると認められる場合(当該二回の血液学的検査の間隔が相当程度長い場合又は当該二回の血液学的検査の間にB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在していないことを疑わせる検査結果がある等の特段の事情がある場合を除く。)

二 血液学的検査の結果、HBc抗体陽性(高力価に限る。)に該当すると認められる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、一般に認められている医学的知見に基づきB型肝炎ウイルスが持続的に生体内に存在する状態であると認められる場合

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百四十五号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)

第二十七条第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という。)第二十七条第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十六条第一項第一号に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する事項

二 その他社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務(法第二十六条第二項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務をいう。)に関し必要な事項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四百四十六号

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百六十六号)

第三十条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子